最終更新日：2015年7月8日

M－REMIX
代表取締役社長 高田　真吾
問合せ先：経営管理部長　北澤　剛
証券コード：3825
http://www.remixpoint.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化や充実が長期安定的に企業価値を向上させるものとして、経営上の最優先課題として、法令遵守・企業倫理の徹底、経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制を整備しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
SUNNY IDEA INTERNATIONAL LIMITED	1,531,000	20.29
DYMAGIN GLOBAL LIMITED	990,500	13.13
日本新電力株式会社	450,000	5.96
LICHENG(H.K.) TECHNOLOGY HOLDINGS LIMITED	450,000	5.96
ロジテックインベストメント株式会社	450,000	5.96
日本証券金融株式会社	281,100	3.73
株式会社MAYA INVESTMENT	223,000	2.96
吉川 登	205,000	2.72
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700702	199,300	2.64
横山 秀紀	160,700	2.13

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	SUNNY IDEA INTERNATIONAL LIMITED
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

該当する取引はなく、今後も発生する予定はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	20 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高野　民治	他の会社の出身者											
市橋　保男	他の会社の出身者											
花岡　裕之	他の会社の出身者											
安田 博延	弁護士											
江田　健二	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高野　民治			―――	事業会社での経営陣としての豊富な経験、知識を活かしていただけると判断し、選任いたしました。
市橋　保男	○		―――	事業会社での経営陣としての豊富な経験、知識を活かしていただけると判断し、選任いたしました。
花岡　裕之	○	○	―――	長年財務省に勤務しており、行政面における豊 富な専門知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査に活かしていただけると判断し、選任いたしました。また同氏は、当社との利害関係を有せず、高い独立性を有していることから一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断して 独立役員に指定いたしました。
安田 博延	○		―――	長年検察庁に勤務しており、司法における豊富な専門知識と経験があり、法律に関する相当程度の知見を有しており、当社の 監査に活かしていただけると判断し、選任いたしました。また同氏は、当社との利害関係を有せず、高い独立性を有していることから一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断して 独立役員に指定いたしました。
江田　健二	○		―――	経営コンサルタントとしての豊富で幅広い経験と知識を当社の経営に活かしていた だけると判断し、選任いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	0	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員会は、内部統制監査部門との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けていません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査委員である取締役は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席して取締役の業務執行を監視するとともに、会計監査人からの監査報告を受け、計算書類及び事業報告に関して検討を行うほか、代表取締役とも頻繁に意見交換を行い、独立した視点から経営の監視を行っております。
また監査委員である取締役は、業務執行の状況を把握するために、内部監査担当部署より内部監査報告を受けております。さらに、定期的に開催され、コンプライアンス及びコーポレートガバナンスの強化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上に対する意欲や士気を高め、その業績向上に寄与することを目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

経営参加の意識付けと、業績向上の意欲拡大及び士気高揚に寄与することを目的としてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

直前事業年度の社外取締役を除く取締役に支払った報酬の総額は、支給人員１名に対し、支給額は8,400千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】

当社では、社外取締役のサポートを経営管理部にて行っており、情報格差が生じないように都度電子メール等の手段にて必要な報告、連携を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）コーポレート・ガバナンス体制の概要
当社は、平成27年６月26日開催の第12期定時株主総会の決議に基づき、平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により新たな機関設計として導入された監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
この移行は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し取締役会の監査・監督機能の強化により、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。

（2）取締役会の開催
当社における取締役会は、監査等委員以外の取締役４名（うち、社外取締役１名）及び監査等委員である取締役４名（全員が社外取締役）で構成されており、企業統治に関する最高意思決定機関として毎月定例的に開催しております。また、意思決定の迅速化や正確性を担保するために重要事項の審議・決裁のため、臨時の取締役会も頻繁に開催しております。
当社では役員、社員の法令遵守を定めた「倫理コンプライアンス規程」及び「倫理コンプライアンスガイドライン」を制定し、またそれらの規程をより有効に機能させるため「内部通報規程」を設けております。

（3）内部監査の実施
当社の財務報告に係る内部統制については、「財務報告の基本方針」及び「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、法令に基づき、評価、維持、改善等を行うとともに、業務プロセスの改善に努め、統制制度の強化を推進しております。
当社は、会社法第427条第１項及び当社定款に基づき、非業務執行取締役との間において、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令で規定する最低責任限度額であります。

（4）会計監査の状況
当社は直前事業年度においては、アスカ監査法人と監査契約を締結しており、この期間、監査業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

業務を執行する公認会計士の氏名
指定社員　田中　大丸　（アスカ監査法人）
指定社員　石渡　雄一郎　（アスカ監査法人）

（5）報酬決定機能
当社の取締役の報酬は、総額の上限を株主総会で決議し、業界水準、企業業績、社員給与とのバランスを考慮して、取締役会にて決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

ガバナンスの構成としては、当社の現状での業態及び企業規模に即した適切な規模であり、効率的な経営が可能と考えています。また社外取締役（非監査委員１名、監査委員４名）を含んだ現状のガバナンス体制は、経営の透明性、公正性および経営監視の独立性確保に有効であると判断しています。
また、取締役会において迅速かつ適切な経営の意思決定を行い、監査委員が取締役会に出席して第三者的な観点から助言・意見することで、経営監視機能を強化しております。また監査役会、内部統制監査室及び会計監査人が適宜連携し、業務執行の状況を詳細に把握できることなどを総合的に勘定し、コーポレート・ガバナンスの有効性を十分に担保できるものと考え、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて適時開示情報、有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料、IRスケジュール、ニュース等の掲載を行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部に所属する2名が兼務で担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は株主をはじめてとするあらゆるステークホルダーに対して、説明責任を果たすとともに、社会の要請に応えた積極的な情報開示を進めるべくIR活動のさらなる向上をはかってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

代表取締役の高田真吾は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審査会の公表した、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制の整備及び運用をしております。

（1）当社では、内部統制の整備は、会社を取り巻く事業環境の変化や、さらには社内組織構造等の変化に伴い、毎年変化・改善することが重要と考えており、内部統制の整備・運用状況を見直し、継続的に改善を推進しております。

（2）当社では、代表取締役直属の内部統制監査室が、「全社的な内部統制の整備・運用状況評価」「決算・財務報告プロセスの整備・運用状況評価」「業務プロセスにかかる内部統制の整備・運用評価」「ITに係る業務処理統制の整備・運用評価」を実施し、それぞれの業務システムが設計したとおり機能しているか検証しており、そこで発見された問題点や誤謬の是正に関して、各プロセスオーナーに改善の実施を求めております。
また、その状況は、代表取締役、取締役会、監査役会に逐一報告されています。

（3）当社では、「倫理コンプライアンス規定」を定め、取締役ならびに使用人に対して、当社のコンプライアンスに関する基本的な考え方を示し、さらに、この規定の実行力が増すように「倫理コンプライアンスガイドライン」や「内部通報規定」を設けています。また代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置して、定期的にコンプライアンスリスクに関して評価を実施し、懸念が生じた場合は当該部門に是正や中止命令を出し、当社のコンプライアンスに関する基本方針から逸脱することを防止しています。

（4）当社では、当社を取巻く物理的なリスクや経済的リスク等に対応するために「リスク管理規定」を設け、取締役ならびに使用人に対して、当社のリスク管理に関する基本的な考え方やリスクに対する具体的な対応方法などを周知徹底しております。また、当社のあらゆるリスクの危機が高まったときは、委員会で対処法方を決め、その進捗に関しても確認を行っています。

（5）内部統制整備・運用状況の継続的改善に関して、年間計画を作成して、会計監査人や監査委員と密接に情報交換を行っています。これにより、継続的改善がより実効性を発揮することを期待しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、断固として関係を持たないことを基本としております。企業として反社会的勢力との関係遮断を取締役ならびに使用人に対し周知徹底をしております。また実際に反社会的勢力が接触してきた場合の対処方法に関しては「リスク管理規定」に明記し、周知徹底しているほか、「リスク・コンプライアンス委員会」にて、反社会勢力による被害の発生の可能性に関して定期的に評価を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

